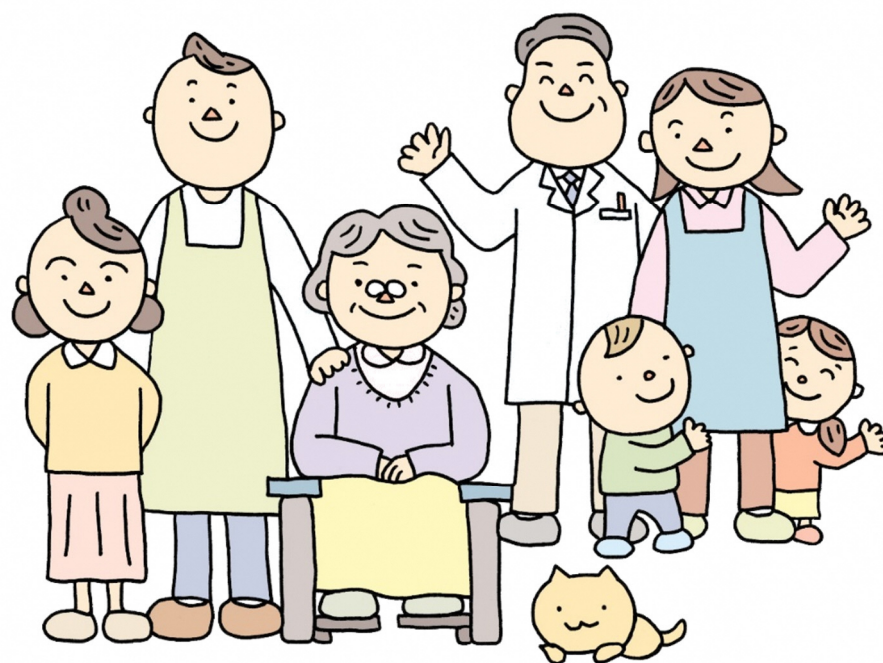
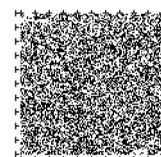


第3次一宮市障害者基本計画  
第6期一宮市障害福祉計画  
第2期一宮市障害児福祉計画



令和3年3月  
一宮市





# 1 計画の策定にあたって

## ● 計画策定の趣旨 ●

国では、障害者権利条約の批准に向け、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革まで、大きな変革が行われてきました。特に障害福祉施策の大きな転換点となった平成 25 年の「障害者総合支援法」では、障害のある人の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去を総合的かつ計画的に行い、共生社会の実現が目標として掲げられました。

その後の平成 28 年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設等、サービスの拡充が進められました。児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

このような流れを受け、本市は、障害のある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していくため、これまでの「第2次一宮市障害者基本計画」、「第5期一宮市障害福祉計画(含 第1期障害児福祉計画)」に替わり、一体的な計画を策定しました。

## ● 計画の位置づけ ●

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画)、一宮市子ども・子育て支援事業計画、健康日本 21 いちのみや計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

### 第3次 障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画で、市の障害者施策の総合的かつ計画的に推進するための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

### 第6期 障害福祉計画

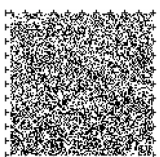
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

### 第2期 障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

## ● 計画の期間 ●

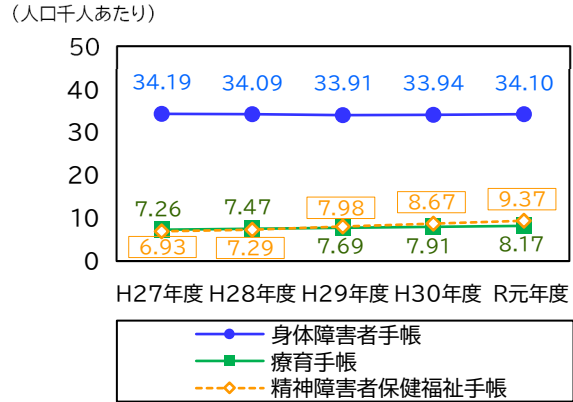
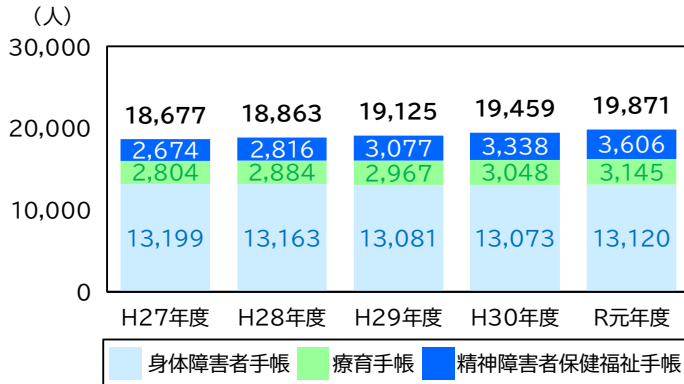
障害者基本計画は令和3年度から令和8年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性がある場合は柔軟に対応するものとします。



## ● 一宮市の現状 ●

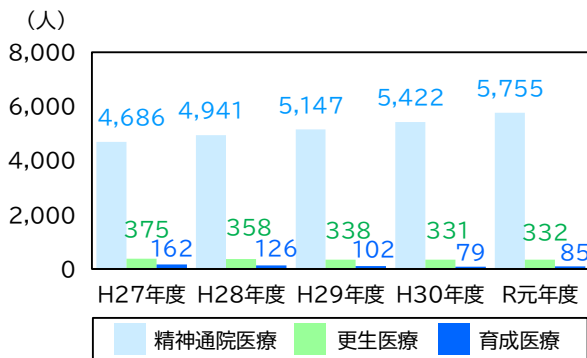
### 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和元年度末では19,871人となっています。人口千人あたりの障害者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。



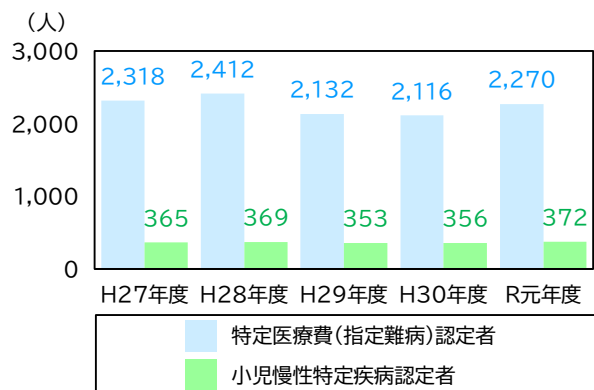
### 自立支援医療の状況

自立支援医療受給者数については、精神通院医療は年々増加しています。更生医療と育成医療は平成30年度までは年々減少し、平成30年度から令和元年度は横ばいとなっています。



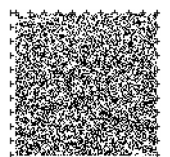
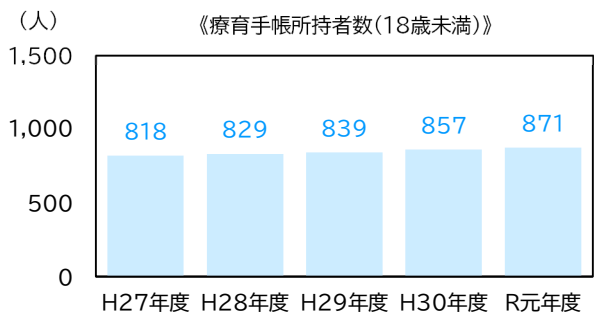
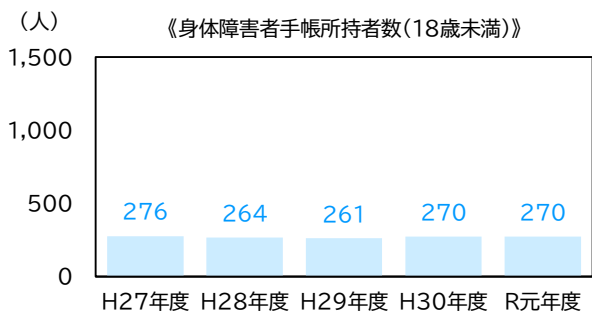
### 難病患者等の状況

特定医療費(指定難病)認定者は、平成27年度から平成28年度にかけ増加した後減少に転じていましたが、令和元年度では再び増加し、2,270人となっています。小児慢性特定疾病認定者については、各年350人~370人で推移しています。



### 障害のある子どもの状況

18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばいとなっていますが、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

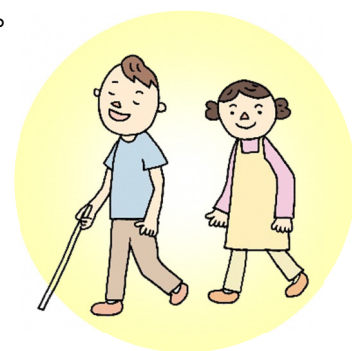


## 2 計画の基本的な考え方

### ● 計画の基本理念 ●

#### だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

障害のある人もない人も、だれもがそれぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、同じ地域の中で共に育ち、お互いに支え、いきいきと暮らせるまちを目指します。



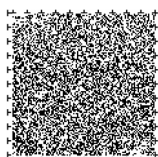
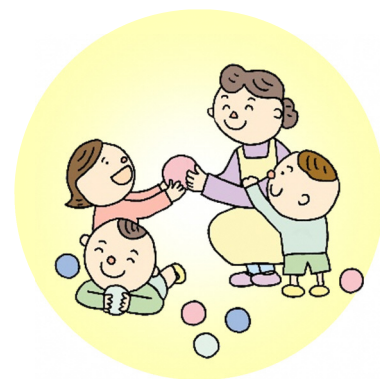
### ● 重点戦略 ●

障害のある人が地域で生活するためには、就労の場の確保や相談支援体制の充実が必要と考える人が多いこと、児童発達支援体制の強化が望まれていることなどから、「相談支援」、「発達・育ち」、「就労」をキーワードとして、以下の重点戦略を設定します。

**重点戦略 1** 障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立

**重点戦略 2** 子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化

**重点戦略 3** 自立に向けた就労支援体制の充実



## ● 計画の体系 ●

基本  
理念

だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

重点  
戦略

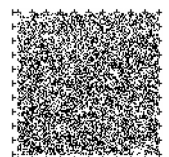
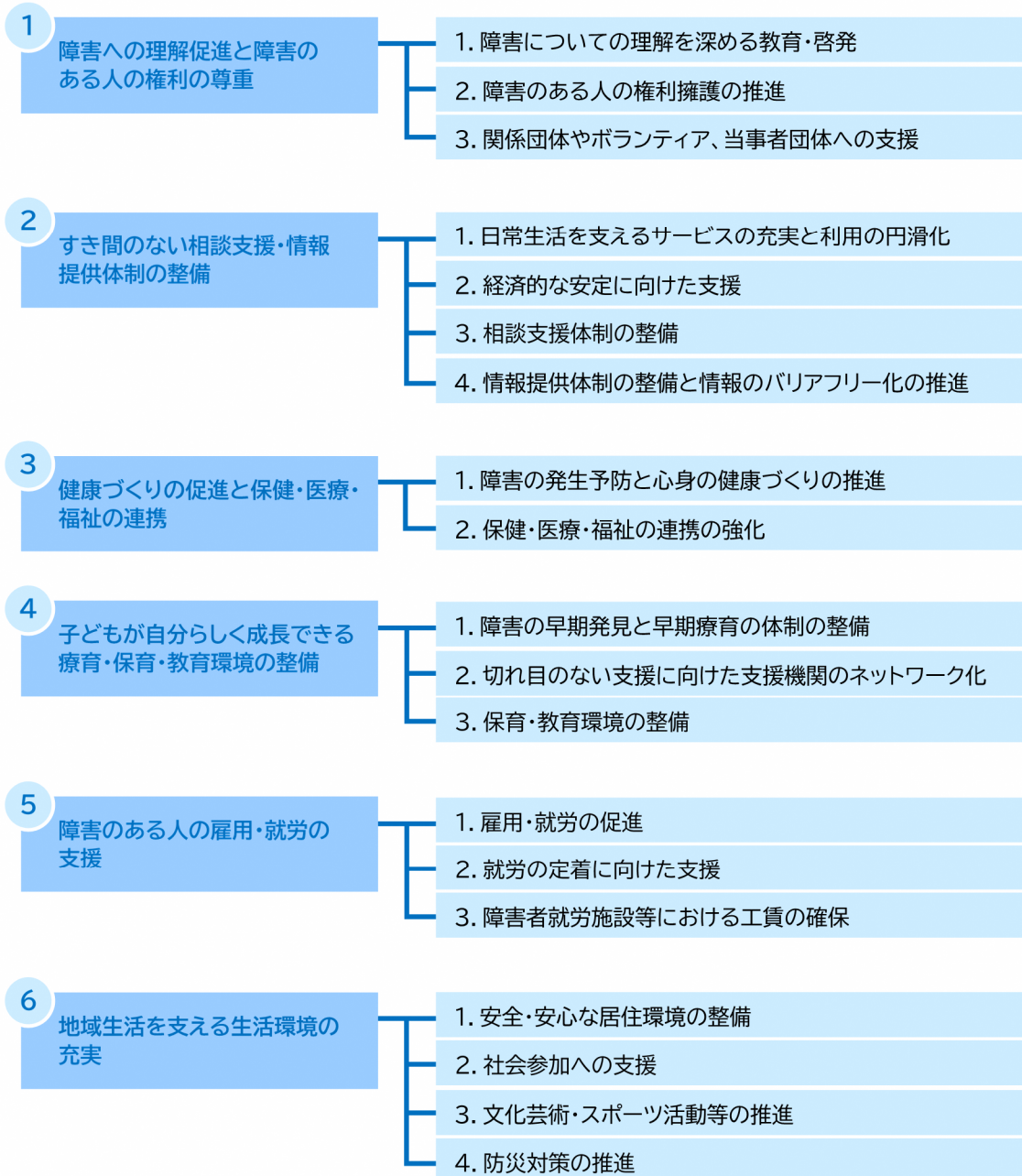
1 障害特性等に配慮した  
きめ細やかな相談支援  
体制の確立

2 子どもの健やかな  
育ちのための支援  
体制の強化

3 自立に向けた就労  
支援体制の充実

基本目標

施策





## 基本目標

### 1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重

#### 施策 1 障害についての理解を深める教育・啓発

共生社会の理念や障害に対する理解を広めるため、広報紙や講演会等の様々な機会を通じた広報・啓発や学習機会を提供します。

##### 【具体的な取組】

- ◆ 広報紙などによる障害についての知識の普及
- ◆ 市民に対する講演会
- ◆ 市職員に対する研修
- ◆ ヘルプマークの配布
- ◆ 福祉実践教室の実施
- ◆ 福祉推進校事業の実施

#### 施策 2 障害のある人の権利擁護の推進

障害のある人の尊厳を守るため、障害者差別解消法の周知や虐待の防止、早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携を進めるほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進等、障害のある人の権利擁護対策を充実します。

##### 【具体的な取組】

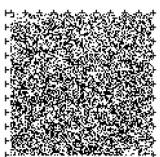
- ◆ 広報紙などによる情報提供
- ◆ 障害者差別解消法についての講演会の開催
- ◆ 成年後見制度の利用促進
- ◆ 日常生活自立支援事業の利用促進
- ◆ 虐待の防止と早期発見

#### 施策 3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

障害への理解促進に向け、障害者福祉に関わるボランティアや当事者団体の活動への支援をはじめ、障害のある人と障害のない人との交流機会の拡大に努めます。

##### 【具体的な取組】

- ◆ ボランティアセンターの機能強化
- ◆ 障害者団体への支援
- ◆ 市内行事における交流の促進



## 2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

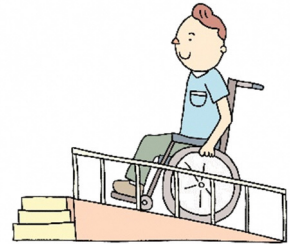
※●は重点戦略

### 施策 1 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化

社会情勢がめまぐるしく変化する中で多様化、複雑化する課題に対応することができるよう、障害のある人のニーズの把握に努め、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援サービスの一層の充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ◆在宅サービス等の充実 ◆日常生活用具等の給付と事業の周知
- ◆緊急時の対応 ◆社会福祉施設等の施設整備の支援
- ◆障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた支援 ◆介護保険事業との連携



### 施策 2 経済的な安定に向けた支援

障害のある人への経済的支援として、現在、市や国・県で実施している各種手当や医療費助成を引き続き行うとともに、制度の周知に努め、利用を促進します。

#### 【具体的な取組】

- ◆各種手当の給付 ◆心身障害者医療費の助成 ◆自立支援医療費の給付 ◆指定難病医療費の助成

### 施策 3 相談支援体制の整備

生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、相談員の専門性の向上、人員の確保に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携体制の強化により総合的な相談支援を行います。

また、ボランティアによる手助けや地域の見守りなどは、障害のある人が日常生活を送るためには欠かせないことであるため、地域共生社会の実現を目指し、地域における助け合い・支え合いの仕組みを検討します。

#### 【具体的な取組】

- 福祉総合相談室の設置 ◆精神障害者家族相談の実施 ◆難病患者への支援
- ◆依存症に対する支援 ◆休日・夜間における相談への対応
- ◆アウトリーチ支援 ◆ケアマネジメントの人員の確保と質の向上
- ◆障害福祉人材の確保・育成 ●地域の相談支援体制の強化

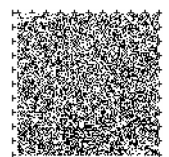


### 施策 4 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

障害のある人が必要な情報を容易に得られるよう、情報バリアフリーの視点を踏まえながら、広報紙やパンフレット、ウェブサイトなどの多様な媒体による情報発信を行います。

#### 【具体的な取組】

- ◆情報提供手段の多様化 ◆「声の広報ふれあい」の貸し出し ◆手帳非所持者への支援



### 3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携

#### 施策 1 障害の発生予防と心身の健康づくりの推進

障害をできるだけ早く発見し、早期の段階で適切な支援につなげていくために、医療機関等との連携・協力体制の強化を図るとともに、障害の発生予防、重症化の抑制に向けて、健康管理に対する個人の意識の醸成や心身の健康増進施策の充実に取り組みます。

##### 【具体的な取組】

- ◆ ハイリスク妊産婦に対する支援
- ◆ 障害の早期発見と早期療育
- ◆ 健康管理・事故防止に関する啓発
- ◆ こころの健康づくりの啓発
- ◆ こころの健康についての相談支援
- ◆ 保健師等への研修の実施

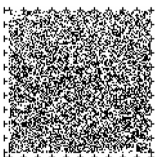


#### 施策 2 保健・医療・福祉の連携の強化

一人ひとりの障害の状況に応じて、保健・医療・福祉が連携した支援が提供できるよう、関係機関との連携体制を強化するほか、医療的ケアを必要とする人への支援の充実に図ります。

##### 【具体的な取組】

- ◆ 医療体制の充実
- ◆ 医療的ケアが必要な人への支援体制の充実
- ◆ 障害者自立支援協議会の機能の強化 ◆ 関係機関との連携強化





## 4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

※●は重点戦略

## 施策 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

早期発見から早期療育につなげることができるよう、児童発達支援センターを中心に、保護者の精神的なケアも含めた療育支援体制を整備します。

## 【具体的な取組】

- ◆ハイリスク妊産婦に対する支援【再掲】 ◆障害の早期発見と早期療育【再掲】
- 児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実 ◆心身障害児親子通園施設での支援
- ◆おもちゃ図書館の充実 ◆発達障害への支援

## 施策 2 切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化

障害のある子どもが、ライフステージを通して、障害の状況や一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関の連携をより密接にし、協働による療育支援体制の構築に取り組みます。

## 【具体的な取組】

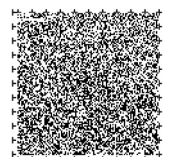
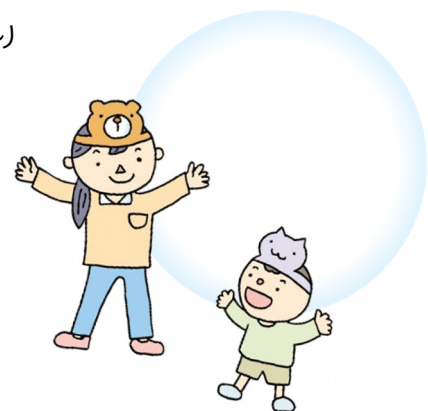
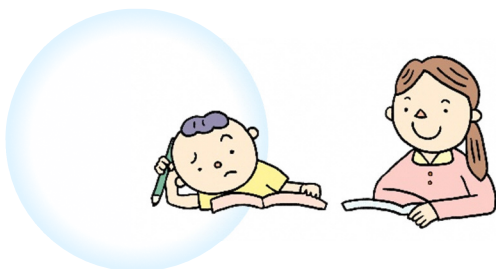
- 療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施
- ◆医療的ケア児等コーディネーターの配置

## 施策 3 保育・教育環境の整備

保育・教育に関わるすべての人の資質向上を目指すとともに、一人ひとりの教育課題に対応し、個々の可能性を最大限に発揮できるように、適切な支援や指導を行います。

## 【具体的な取組】

- 障害児保育の充実 ◆障害のある子どもへの就学相談の推進
- 特別支援教育の充実 ◆障害のある子どもの放課後の居場所づくり
- ◆教職員等の障害への理解を深める研修の実施
- ◆就学時における宿泊学習の推進 ◆医療的ケア児への支援



## 5 障害のある人の雇用・就労の支援

※●は重点戦略

### 施策 1 雇用・就労の促進

働く意欲のある人がその適性や希望に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るとともに、職業能力の向上を目指し、就労体験などにも取り組みます。また、各種制度の活用を通じて民間企業、事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ◆福祉的就労の場の充実 ◆就労体験の実施 ●雇用拡大の推進
- ◆障害者向け就職支援フェアの実施 ◆障害者雇用推進者の選任

### 施策 2 就労の定着に向けた支援

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場における障害理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めます。

#### 【具体的な取組】

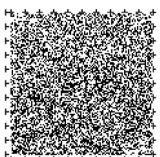
- 就職後の相談・支援の充実 ◆働きやすい職場環境の整備に関する周知

### 施策 3 障害者就労施設等における工賃の確保

障害者優先調達推進法に基づいた庁内での優先調達の仕組みの構築とともに、障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大を目指し、障害のある人の自立と経済的な安定を支援します。

#### 【具体的な取組】

- ◆優先調達の推進 ◆販路の拡大



## 6 地域生活を支える生活環境の充実

### 施策 1 安全・安心な居住環境の整備

障害のある人の居住環境の整備に向け、住宅のバリアフリー化などに取り組むとともに、障害のある人の視点に立って公共施設等の利便性を見直し、だれもが利用しやすい設備面の改善を図ります。また、自宅で急病などの緊急事態に陥ったときに支援が求められるよう、通報システムの活用を促進します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 住まいの場の確保のための支援 ◆ 居住環境の改善への支援
- ◆ 歩道のバリアフリー化 ◆ 建築物のバリアフリー化 ◆ バリアフリー化の推進
- ◆ Net119 緊急通報システムの活用 ◆ 拠点機能の整備



### 施策 2 社会参加への支援

障害のある人の社会参加を促進するため、外出時の移動支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置、選挙における点字投票や代理投票など、日常のコミュニケーション支援を充実します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 移動支援サービスの充実 ◆ タクシー料金の助成 ◆ 福祉バスの運行 ◆ 自動車改造費の助成
- ◆ 視覚障害者の歩行訓練 ◆ 手話通訳者等の配置・派遣 ◆ 選挙における配慮

### 施策 3 文化芸術・スポーツ活動等の推進

障害の有無にかかわらず、だれもが文化芸術活動やスポーツ活動などを通じて社会に参加し、生きがいづくりに取り組めるよう、障害のある人が気軽に参加できる生涯学習の機会の提供や文化芸術・スポーツ事業を推進します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 生涯学習機会の充実 ◆ 障害のある人を対象とした文化事業の実施 ◆ 障害者スポーツの裾野を広げる取組

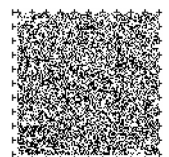
### 施策 4 防災対策の推進

災害時に適切な行動ができるよう、防災知識の普及に取り組むとともに、サービス提供事業所等との連携により避難訓練を実施するなど、地域全体での防災意識の向上に努めます。また、大規模災害時に情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、情報伝達体制の強化に取り組みます。

そのほか、知的障害や精神障害のある人は避難所での集団生活が難しい場合も多いといったことを考慮して、災害時の健康相談や心のケアを行うとともに、障害のある人の特性に合わせた避難所の設置を検討します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 防災知識の普及・啓発 ◆ サービス提供事業所等に対する防災、避難訓練の実施
- ◆ 避難行動要支援者の把握 ◆ 緊急時の情報伝達の支援 ◆ 避難所における配慮



## 4 障害福祉サービス等の提供体制



### ● 計画の成果目標 ●

国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた数値目標等を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	令和5年度目標
施設入所者のうち地域生活への移行者数	12人
施設入所者の削減数	4人

#### ② 地域生活支援拠点等の機能の充実

項目	令和5年度目標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回

#### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

項目		令和5年度目標	
①	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等	57人
		就労移行支援事業	45人
		就労継続支援A型事業	8人
		就労継続支援B型事業	4人
②	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人に占める就労定着支援事業の利用者の割合	70%	
③	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	

#### ④ 障害児支援の提供体制

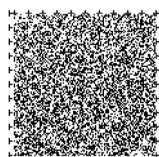
項目		令和5年度目標
①	児童発達支援センター	機能充実を図る
	保育所等訪問支援事業所	事業所数の増加を図る
②	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	事業所数の増加を図る
③	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	機能充実を図る
	医療的ケア児等コーディネーター	配置する

#### ⑤ 相談支援体制の充実・強化

項目	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援及び相談支援体制を強化する体制	機能充実を図る

#### ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

項目	令和5年度目標
障害福祉サービス等の質を向上させるために取り組む体制	体制を整備する



## ● 計画の活動指標 ●

国の基本指針で示された各活動指標を設定し、本市の状況に応じた数値目標を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

### ① 発達障害者等に対する支援

項目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和5年度 目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	19人	19人	20人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

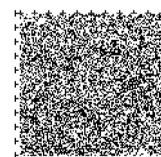
項目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和5年度 目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	3人	3人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	98人	114人	168人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	1人

### ③ 相談支援体制の充実・強化

項目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和5年度 目標
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	11件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	26件	18件	24件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	11回	12回

### ④ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

項目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和5年度 目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	5人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	-	-	体制を整備する
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制	-	-	体制を整備する



① 障害福祉サービス

■ 訪問系サービス

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	時間/月	14,045	17,753	18,719	19,730	20,788	21,915
	人/月	577	617	657	700	745	793
重度訪問介護	時間/月	726	896	1,343	1,492	1,641	1,790
	人/月	5	7	9	10	11	12
同行援護	時間/月	392	440	549	605	670	744
	人/月	36	39	43	47	52	57
行動援護	時間/月	504	546	536	526	516	506
	人/月	40	41	40	39	38	37
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

【見込み量に対する確保策】

訪問系サービスは、障害のある人の増加及び介護者の高齢化などにより、今後も利用者が増加していくことが予想されます。事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図るとともに、サービス支給量の適正化に努めます。

重度訪問介護では長時間対応できるヘルパーの確保、行動援護では強度行動障害に対応できるヘルパーが少ない、といった課題があり利用者ニーズに対応できていない現状があるため、県が実施する研修等への参加を促進し、障害者自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

■ 日中活動系サービス

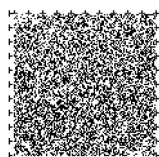
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日/月	14,988	15,530	15,839	16,093	16,365	16,637
	人/月	776	808	821	834	847	861
自立訓練(機能訓練)	人日/月	19	0	16	16	16	16
	人/月	2	0	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	297	371	398	398	398	398
	人/月	15	20	20	20	20	20
就労移行支援	人日/月	1,500	1,483	1,723	1,794	1,864	1,944
	人/月	89	96	99	102	105	109
就労継続支援(A型)	人日/月	6,391	6,447	7,338	7,740	8,173	8,623
	人/月	326	326	342	359	376	394
就労継続支援(B型)	人日/月	9,373	10,509	14,112	16,934	20,324	24,392
	人/月	543	610	727	866	1,032	1,229
就労定着支援	人/月	16	36	81	81	81	81
療養介護	人/月	36	38	43	48	54	61
福祉型短期入所	人日/月	991	1,070	1,151	1,232	1,319	1,412
	人/月	179	186	198	212	227	243
医療型短期入所	人日/月	68	63	74	83	93	106
	人/月	16	14	16	18	20	23

【見込み量に対する確保策】

事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。

就労系サービスは、アンケート調査結果をみると需要が大きくなっているため、適正なサービス量を確保できるようニーズの収集に努めるとともに、新たな事業所参入も含め、サービス提供基盤の確保に努めます。

短期入所については、受け入れ側の人員不足によりニーズに十分対応できていない現状があります。アンケート調査からも提供体制の充実が求められていることから、県が実施する研修等への参加を促進し、障害者自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。



## ■ 居住系サービス

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	317	348	384	424	468	517
施設入所支援	人/月	209	203	198	193	188	183

### 【見込み量に対する確保策】

共同生活援助(グループホーム)については、アンケート調査結果をみると特に知的障害での要望が大きくなっていますが、実施事業所が少ないといったことから依然として待機者が多い状況です。施設入所者や長期入院者等の地域への移行の方針に基づき、今後も利用の伸びが想定されるため、事業所への整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

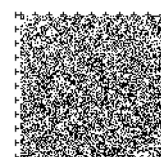
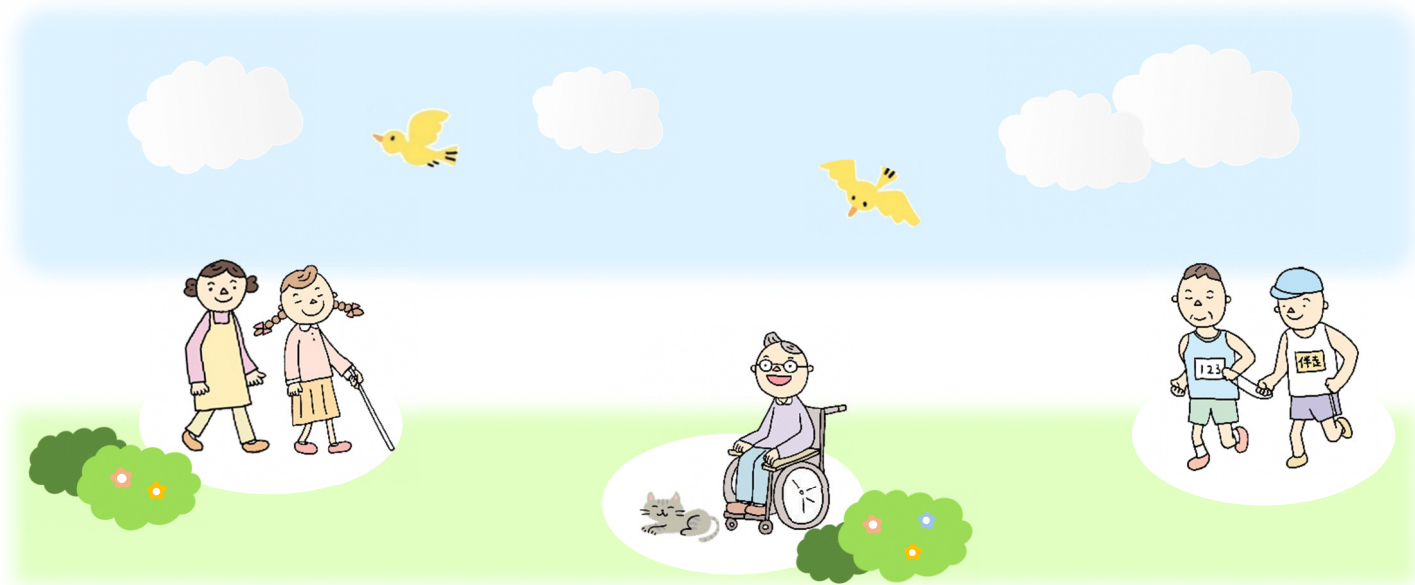
## ■ 相談支援

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人/月	551	653	727	809	900	1,002
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

### 【見込み量に対する確保策】

計画相談支援は、アンケート調査結果からも高いニーズがみられる一方で、相談支援専門員の不足が課題としてあがっています。相談支援専門員の養成に努め、適正なサービス量の確保を図ります。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者や入院中の精神障害のある人等の地域移行にあたって重要なサービスとなるため、施設入所・入院等からの地域生活への移行に向けた普及・啓発を行うとともに、市が指定する一般相談支援事業所との連携のもと、地域生活への移行を促進します。



## ② 地域生活支援事業

### ■ 地域活動支援センター事業

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センター事業	箇所	16	15	15	15	15	15
	人日/月	1,489	1,408	1,249	1,133	1,026	928
	人/月	112	107	95	85	76	68

#### 【見込み量に対する確保策】

利用者のニーズに応じたサービス内容の検討やサービス量の確保と質の向上に努めます。

### ■ 移動支援事業

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	時間/月	2,540	2,729	2,887	3,034	3,189	3,354
	人/月	387	410	430	451	473	496

#### 【見込み量に対する確保策】

障害特性に合わせた移動支援の提供を図ります。ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、障害者自立支援協議会と協力してヘルパーの研修実施などに努めます。

### ■ 日中一時支援事業

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援	人日/月	670	594	526	526	526	526
	人/月	123	103	86	86	86	86

#### 【見込み量に対する確保策】

長時間の利用などニーズの多様化に対応できる支援体制を検討します。

### ■ 相談支援事業

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
一般相談支援	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

#### 【見込み量に対する確保策】

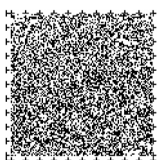
障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用を促進します。

### ■ 成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用 支援事業	件/年	17	8	8	8	8	8

#### 【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業を周知します。





## ■ 意思疎通支援事業

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件/年	370	350	364	379	394	410
要約筆記者派遣事業	件/年	3	0	2	2	2	2
手話通訳者設置事業 (設置者)	件/年 (人)	222 (1)	179 (1)	175 (1)	171 (1)	167 (1)	163 (1)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	22	27	-	32	32	32

※手話奉仕員養成研修事業は修了者数で、令和2年度は開催せず

### 【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、必要とする人が利用できるよう、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

## ■ 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	38	54	56	58	60	62
自立生活支援用具	件/年	70	62	57	53	49	45
在宅療養等支援用具	件/年	96	73	70	67	64	61
情報・意思疎通支援用具	件/年	68	39	35	32	29	26
排泄管理支援用具	件/年	8,451	8,454	8,626	8,801	8,980	9,163
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	21	10	9	8	7	7

### 【見込み量に対する確保策】

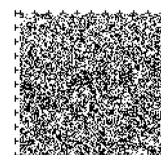
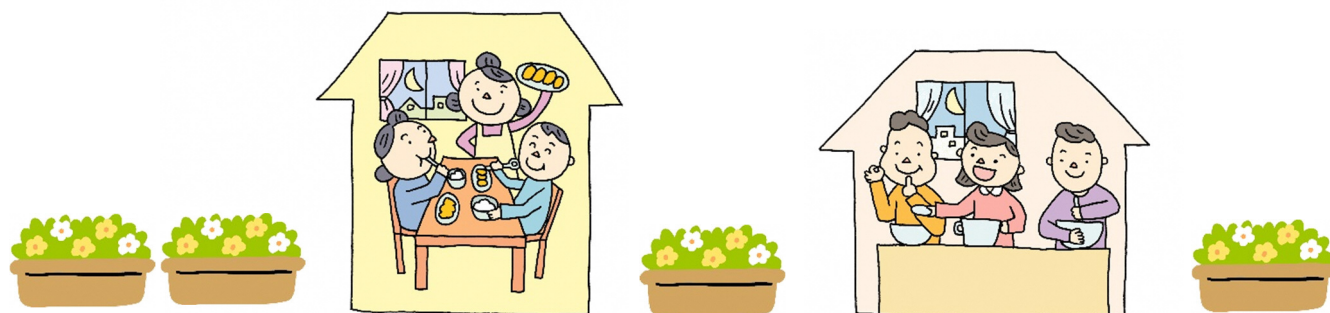
障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用を促進します。

## ■ 福祉ホーム

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	箇所/年	2	2	2	2	2	2

### 【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるようにします。



## ● 障害児通所支援等の見込み量と確保方策 ●

### ① 障害児通所支援

#### ■ 児童発達支援

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日/月	2,803	2,937	3,148	3,379	3,626	3,887
	人/月	324	341	365	391	419	449

#### 【見込み量に対する確保策】

アンケート調査結果をみると早期療育の要望は大きくなっています。その重要性を踏まえて個々の障害特性にそった特色ある支援ができるように働きかけます。また、支援の質の向上のため、障害者自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。また、児童発達支援センターを中核とした、地域支援体制・連携づくりも検討します。

#### ■ 医療型児童発達支援

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	5	5	5	5
	人/月	0	0	1	1	1	1

#### 【見込み量に対する確保策】

利用状況をみながら提供体制について検討します。

#### ■ 放課後等デイサービス

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	人日/月	8,652	10,052	11,279	12,667	14,224	15,971
	人/月	757	841	950	1,073	1,212	1,369

#### 【見込み量に対する確保策】

障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、支援の質の向上のため障害者自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。また、アンケート調査結果からもニーズが高いことがうかがえるため、事業所数を増やすだけでなく、質の向上を図ります。

#### ■ 保育所等訪問支援

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問支援	人日/月	48	50	74	91	113	138
	人/月	26	30	36	44	53	64

#### 【見込み量に対する確保策】

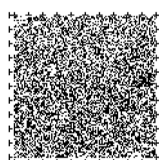
地域の障害児療育体制の充実を目指し、事業所の新規参入への働きかけなど、受け皿の拡大に努めます。

#### ■ 居宅訪問型児童発達支援

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

#### 【見込み量に対する確保策】

利用状況をみながら提供体制について検討します。



## ② 障害児相談支援

### ■ 障害児相談支援

サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	人/月	163	166	173	180	188	196

#### 【見込み量に対する確保策】

障害児相談の質の向上を目指し、障害者自立支援協議会や障害者基幹相談支援センターを中心に、研修の開催や情報提供に努めます。

障害児相談から得られた地域課題の解決には、多様な関係者との連携が必要となることから、児童発達支援センターを中核とした重層的な連携体制の強化に努めます。

## ③ 医療的ケア児に対する支援

事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児等 コーディネーター	人	2	5	6	7	8	9

#### 【見込み量に対する確保策】

障害者基幹相談支援センターの相談員などに対し、コーディネーター養成研修の受講を促し、人員増に努めます。

## ● 子ども・子育て支援事業 ●

平成30年度～令和2年度は実績値

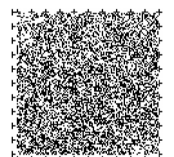
子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援事業計画の記載事項と整合を図りつつ、見込み量を設定しています。

### ■ 障害児保育

事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児保育 (保育園)	人	253	243	240	234	224	217

### ■ 障害児児童クラブ・放課後児童クラブ

事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児児童クラブ	人	43	34	30	30	30	30
放課後児童クラブ (加配児童)	人	37	43	35	35	35	35



## 5 計画の推進に向けて



### ● 計画の推進体制 ●

#### ① 庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努めます。

#### ② 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県・近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

#### ③ 市民への計画の周知と、団体・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、市ウェブサイトでの公表や概要版の配布などにより、本計画を広く市民に周知します。

また、障害者施策の推進にあたっては、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

### ● 計画の進捗管理 ●

計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、市民視点、当事者視点、専門的視点から毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくといった PDCA サイクルに基づく進捗管理を行うことが重要です。

本計画の推進にあたり、障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。

### 第3次一宮市障害者基本計画・第6期一宮市障害福祉計画・第2期一宮市障害児福祉計画 【概要版】

発行：一宮市

編集：一宮市福祉部福祉課

所在地：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

T E L : 0586-28-8100 F A X : 0586-73-9124

発行年月：令和3年3月

